

令和4年12月 農業委員会総会

令和4年12月26日（月） 9時00分

川棚町農業委員会 川棚町役場 2階 大会議室

事務局長

「ただいまから、令和4年度12月の農業委員会を開催します。」

「本日は 6番〇〇委員・8番〇〇委員2名が欠席です。委員13名中11名の出席ですので、総会は成立している事をご報告します。」

「また本日は農地利用最適化推進委員の皆様にも参加していました。」

「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、12月の行事及び1月の予定についてご報告いたします。(各報告)」「次回現地調査日を1月20日、総会開催日を1月25日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたかがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「それでは次回の現地調査の日程を1月20日、総会開催日を1月25日といたします。」

「次回の調査委員は ○〇委員、○〇委員、○〇委員としますのでよろしくお願ひします。」

会長	「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。」
会長	「それでは、報告事項2番 農用地利用集積計画・配分計画の解約について事務局よりお願いします。」
事務局	報告事項2番 農用地利用集積計画・配分計画の解約について (詳細説明)
会長	「報告事項2番について、質疑等ございませんか？」
〇〇委員	「7番 〇〇です。先ほどの〇〇〇の農地ですが、〇〇さんの方は、子供さんが戻られて今後は耕作していく。と情報を頂いております。〇〇さんの所有地ですが、次の担い手がなかなか見つからず現在検討中です。ご本人からは「保全管理するしかない。」という話をお聞きしているところです。今後は、誰か耕作できる人が見つかればと思っております。」
会長	「誰か引き受けてもらえる方はいらっしゃらないですか。」
〇〇委員	「なかなか見つからないですね。実行組合の活動がうまく回っていない。〇〇さんの方もほとんど農作業をされていなくて、実行組合からはずれるみたいで、情報が全くあがってこない。地域の話が実行組合にあがらないためそういう地域の動きがうまく回らないことを懸念しています。」
会長	「コロナの関係で地域の会議も少なくなり、実行組合の会議数も少なくなり離農がますます進んできました。残った人が出来るような体制を早くしなければならない。そのためには、人・農地プランに早くとりかからないといけないが、なかなか動きがない。どこの地域でも同じだと思います。早く人・農地プランに取りかかり、地域計画も令和5年度中に作らないといけないので、進めていかないといけない。と思っています。」

会長	「ということでよろしいですか。」
全委員	「はい」
会長	「それでは、引き続き、議案第14号 農用地利用集積計画の決定について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」
事務局	「議案第14号 農用地利用集積計画の決定について説明します。」「総会資料23ページをご覧ください。」
	(議案朗読及び説明)
	「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました議案第14号 農用地利用集積計画の決定について、質疑等ございませんか。」
	「質疑なし」
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。」「議案第14号 農用地利用集積計画の決定について、許可することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第14号 農用地利用集積計画について許可することに決定します。」
会長	「それでは、引き続き議案第15号 農地法第3条の1番、2番、3番の許可申請について、審議を行います。事務局より1番から説明をお願いします。」

事務局	「総会資料27ページをご覧ください。」 (議案の朗読)
事務局	「1番より説明します。次のページをご覧ください。」 (詳細説明) 「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました議案第15号 農地法第3条1番の許可申請については、所有権移転を伴いますので、調査委員、地元委員からの説明を受け、質疑を受けた後に採決に入りたいと思います。」
会長	「それでは、調査員（〇〇委員）より説明をお願いします。」
〇〇委員	「9番 〇〇です。12月20日に〇〇委員、〇〇委員、事務局職員2名、地元から〇〇委員、所有者の〇〇氏立ち合いの下、現地調査を実施しました。場所は、町道〇〇〇〇線の〇〇〇〇付近から100m手前から左側に100m入ったところ右側の田んぼです。申請者の状況としましては、現在水田として利用されている状態でした。石垣のところから水がでていたので、コンクリートではなく水路で水を流している状態でした。譲渡人の〇〇〇〇氏は現在住所が〇〇ですが、今は〇〇地区で畠を借りて〇〇〇〇農園の代表として営農を行われています。譲受人の〇〇〇〇氏の父である〇〇氏は、以前よりこの水田を借りて耕作をされていましたよう、今回話をされて所有権移転を行って今後、子供さんの〇〇さんが耕作をされるということで、問題ないと思います。あとは、地元委員さんにお願いします。」
会長	「続いて、地元推進委員（〇〇委員）より説明をお願いします。」
〇〇委員	「16番 〇〇です。今、説明がありましたが、12月20日〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、事務局2名、所有者の〇〇氏と私立ち合いのもと現地調査を行いました。今、説明がありましたが以

	<p>前より譲受人の父親○○さんが耕作されており、○○氏の所有と思っておりこの日始めて譲渡人の○○○○氏の所有と知りました。この水田は水はけが悪いため○○氏が田んぼの周囲を全部用水路兼排水溝をU字溝できれいに整備されております。その田んぼの下に住宅がありますが、水対策をきちんとされていますので、隣の屋敷にも何も問題ないことを確信しました。先ほど説明があったとおり何も問題ない。と思いますのでよろしくお願ひします。」</p>
会長	<p>「それでは、ただいまから審議を行います。」</p>
	<p>「これより議案第15号 農地法第3条1番の許可申請について質疑を行います。質疑等ございませんか？」</p>
全委員	<p>質疑なし</p>
会長	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。」「議案第15号 農地法第3条1番について許可することにご異議ございませんか。」</p>
全委員	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>「異議なし」と認めます。よって議案第15号 農地法第3条1番の許可申請については許可することに決定します。」</p>
会長	<p>「それでは引き続き 議案第15号 農地法第3条2番の許可申請について、審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
事務局	<p>「3条2番の説明をします。」「総会資料の32ページをご覧ください。」</p>
	<p>(詳細説明)</p>

	「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました議案第15号 農地法第3条2番許可申請についても所有権移転を伴いますので、調査委員、地元委員からの説明を受け、質疑にを受けた後に採決に入りたいと思います。」
会長	「それでは、調査委員（〇〇委員）より説明をお願いします。」
〇〇委員	「5番 〇〇です。12月20日〇〇委員、〇〇委員、事務局2名、地元委員 〇〇委員、〇〇推進委員立ち合いのもと現地調査を行いました。場所については、先ほど説明がありましたが、総会資料35ページ 〇〇警察署の裏の道路から〇〇〇〇保育園跡より50mぐらいのぼった左側でした。申請地の状況としては、現状では田となっておりますが、数年耕作されていないこともあり水仙が咲いている状況でした。譲渡人の息子さんが定期的に草刈りをされており、耕作するための管理機を持っていくのに道が狭く耕作に不便。その周りに譲受人 〇〇〇〇氏のみかん園もあり、又譲受人 〇〇〇〇氏の規模拡大のため双方が一致し、所有権移転が成立したようです。譲受人 〇〇〇〇氏は約3600m ² 果樹をされており、同じ場所でもあるし今後は管理されていくと思いますので、問題ない。と思います。説明不足がありましたら、地元委員よりお願いします。」
会長	「地元推進委員（〇〇委員）からの説明をお願いします。」
〇〇委員	「14番 〇〇です。この土地は、50年ほど前までは田でした。その後、譲渡人の〇〇〇〇さんも怪我をされ、高齢にもなり子供さんが畑として管理されていたようです。周囲が、譲受人の〇〇〇〇さんの農地のためみかんもを栽培されていることもあります、自分が購入してみかん栽培をする。と話があったようです。里道は獣道になっており他のものに利用が出来ない。と話をされたようです。周りに家がありますが、農作業をされても家に被害があることはないため、特に問題ない。と思います。」

会長	「失礼しました。本来ならば地元委員（〇〇委員）から先に説明でしたが、地元委員（〇〇委員）より説明をお願いします。」
〇〇委員	「3番 〇〇です。地元推進委員に話があったとおりです。譲渡人の〇〇〇〇さんが怪我のため農業が出来ないということで、譲受人の〇〇〇〇さんがその田（荒地みたいですが）を作る。ということで、先ほど話があったように特に問題がない。と思われます。」
会長	「それでは、ただいまから審議を行います。」
	「これより議案第15号 農地法第3条2番の許可申請について質疑を行います。質疑等ございませんか。」
	質疑終了の場合
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。」「議案第15号 農地法第3条2番について許可することにご異議ございませんか。」
	「異議なし」の場合
会長	「異議なし」と認めます、よって議案第15号 農地法第3条2番の許可申請については許可することに決定します。」
会長	「それでは引き続き、議案第15号 農地法第3条3番の許可申請について、審議を行います。事務局より3番3番の説明をお願いします。」
事務局	「3条3番の説明をお願いします。」「総会資料36ページをご覧ください。」 (詳細説明)

	「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました議案第15号 農地法第3条3番の許可申請についても、所有権移転を伴いますので、調査委員、地元委員からの説明を受け、質疑を受けた後に採決に入りたいと思います。」
会長	「それでは、調査員（〇〇委員）より説明をお願いします。」
〇〇委員	「11番 〇〇です。12月20日〇〇委員、〇〇委員、事務局2名、地元の〇〇委員、〇〇推進委員で現地調査を行いました。場所については、〇〇〇〇に登る道の反対側、線路側の道下になります。その農地については、20～30年前から〇〇さんのお父様の時代より牛の飼料米として作付けをされ管理されておりました。今回、そのまま〇〇さんに所有権移転されるということ。また、後継者の子供さんも農業大学を卒業され、就農されているということで特に問題ない。と思います。説明不足がありましたら地元委員よりお願いします。」
会長	「続いて、地元委員（〇〇委員）より説明をお願いします。」
〇〇委員	「13番 〇〇です。〇〇委員からの説明で、十分だと思いますが少し補足させていただきます。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんのお父様は同級生で小さいころから顔見知りということで、昭和40年半ば頃にこの土地の圃場整備があり、それ以降〇〇さんは〇〇さんに一任して管理をしてもらっていたようです。今回、娘さんが農業大学を卒業され、就農されており、息子さんも農業高校就学中で、将来的に就農される予定ということで、ある程度規模を安定させようということもあり、〇〇さんからの土地を無償で譲り受けことになられたようです。娘さんも就農され、息子さんも就農予定ということで後継者についても問題なく、この案件については許可するのは問題ない。と思います。」
会長	「続いて、地元推進委員（〇〇委員）より意見をお願いします。」

○○委員	「19番 ○○です。○○委員、○○委員が説明されておりますので、全く問題ない。思いますのでよろしくお願ひします。」
会長	「ここは昭和40年度ごろ圃場整備をされており、区画整理をする以上は経費が発生していて、経費は宮崎さんが負担していますよね。」
○○委員	「そうです。圃場整備をして経費は○○さんが負担して圃場整備以降、耕作は○○さんが表作と裏作を利用されておられます。」
会長	「無償で譲渡することですよね。」
○○委員	「○○さんも後継者もおられないし、有効に使っていただけるよう○○さんにということです。」
会長	「特に問題ないですが・・立地条件がいいので・・」
会長	「それでは、ただいまから審議を行います。」
	「これより議案第15号 農地法第3条3番の許可申請について質疑を行います。質疑等ございませんか。」
	質疑終了の場合
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。」「議案第15号 農地法第3条3番について許可することにご異議ございませんか。」
	「異議なし」の場合
会長	「異議なし」と認めます。よって議案第15号 農地法第3条3番の許可申請については許可することに決定します。」「以上で議案の審議は終了しました。」
	協議終了

事務局	<p>その他 ・視察研修について 等</p>
会長	
	<p>「以上をもちまして令和4年12月の農業委員会総会を終了いたします。」</p>
議事録署名人	
会長	
議事録署名人	